資料１－１

# 暫定税率等の適用期限の見直し

令和８年１１月２０日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

# 暫定税率の設定

- 基本税率　：中長期的な観点から、内外価格差や真に必要な保護水準を勘案して設定される関税率。
- 暫定税率　：政策上の必要性等から、**適用期限を定めて、基本税率を暫定的に修正**する関税率。

➡ 令和９年３月31日に適用期限が到来する404品目について対応を検討する必要。

○ 暫定税率を設定している品目

| 種類 | 対象品目 | 品目数 |
|---|---|---|
| 関税割当制度 | ウルグアイ・ラウンド合意（1994年）実施前に、関税割当制度が導入されているもの | |
| | ナチュラルチーズ（プロセスチーズ原料用）、とうもろこし（コーンスターチ製造用等）、麦芽、無糖ココア調製品（チョコレート製造用）、トマトピューレー・トマトペースト（トマトケチャップ・トマトソース製造用）、パイナップル缶詰 | 13品目 |
| | ウルグアイ・ラウンド合意に基づき、市場アクセス機会を提供するため、関税割当が設定されているもの ※ | |
| | 脱脂粉乳（学校等給食用、学校等給食用以外）、無糖れん乳、ホエイ等（無機質濃縮ホエイ、配合飼料用、乳幼児用調製粉乳等製造用等）、バター及びバターオイル、調製食用脂、その他の乳製品、豆類、落花生、こんにゃく芋、皮革、革靴、でん粉、繭・生糸 | 144品目 |
| 国家貿易制度 | コメ、麦等（小麦、大麦）、指定乳製品等 | 86品目 |
| 協定税率等より低い水準・調整金等徴収 | 砂糖類、国家貿易品目等（コメ、麦等、指定乳製品等）の枠外輸入 | 99品目 |
| 協定税率等より低い水準（関係国との協議結果） | 冷凍さば等水産物、牛肉、豚肉、紙巻たばこ | 54品目 |
| 基本税率等より低い水準（産業政策上の必要性） | バイオETBE、バイオエタノール（バイオETBE製造用）、バイオポリエチレン、LiBOB | 8品目 |
| | 合　計 | 404品目 |

※ ウルグアイ・ラウンド合意実施前に関税割当が導入されたが、現行措置は同合意に基づく皮革、革靴を含む。

# 適用期限到来への対応

## 検討の方向

- 以下の観点を踏まえ、品目ごとに**延長の必要性**を検討。

  【品目の現状】産業等についての適用実態、暫定税率の恩恵の規模

  【検討の視点】国内産業保護との関係、消費者等の利益確保との関係、国際交渉との関係

- **適用期間**について、従来の暫定税率の適用期間は**１年**だが、税率設定の経緯や性質を踏まえ、暫定税率を定めている背景や税率水準の根拠等が一定程度継続的であると認められる場合には、制度の安定性に配慮し、**複数年**とする。

- **複数年**とする場合でも、適切にフォローアップを行う必要。 WTOにおける協定税率の据置期間（GATT第28条第１項）を踏まえて、令和９年度改正では**２年間**の延長。

## 改正要望

- 物資所管省庁からは、 404品目全てについて**期限延長**の要望。うち、加糖調製品５品目は、国内産糖への支援原資となる調整金の拡大が可能となるよう**税率引下げ**の要望、その他は関税率を維持する要望。

- 物資所管省庁からも、**適用期間を「１年以上」**とする要望。

※ ただし、要望時点で、毎年の見直しが適当と整理されたものについては「１年」の要望を受理。

〈暫定税率に係る令和９年度関税改正要望〉

| 要望 | 対象品目 | 品目数 |
|---|---|---|
| **適用期限の延長** | ナチュラルチーズ（プロセスチーズ原料用）、とうもろこし（コーンスターチ製造用等）、脱脂粉乳（学校等給食用、学校等給食用以外）、コメ、麦等（小麦、大麦）、牛肉、豚肉、紙巻きたばこ、バイオETBE　等 | **404品目** |
| うち、関税率の変更（引下げ） | 加糖調製品(CPTPP税率の段階的引下げ対象のもの) | 5品目 |

# 延長の必要性の検討

## 検討

- 延長要望が提出された404品目それぞれについて、国内産業保護、消費者等の利益確保、国際交渉上の必要性等の観点から検討。

〈 検 討 の 例 〉

| | 現状等 | 国内産業保護 | 消費者等の利益確保 | 国際交渉上の必要性 |
|---|---|---|---|---|
| 無糖ココア調製品 | チョコレートの製造に必要な粉乳の代替品。<br>令和７年度の輸入額は11億円であり、主な輸入相手国はシンガポール、オーストラリア、マレーシア。<br>関税減収額は３億円。 | 国内チョコレート製品価格は欧米と比べて安価。一方、原料となる粉乳は国産が割高。また、近年、チョコレート製造業に係る諸経費が上昇。<br>こうした中、関税割当制度により、国内の畜産業保護と製造業者の国際競争力強化を両立。 | チョコレートは菓子市場の中でトップシェア。<br>安価な原料供給の確保は、消費者の安価なチョコレート購入に資する。 | 特になし。 |
| 落花生 | 大粒種は主に煎り豆、小粒種は豆菓子等の加工原料。ウルグアイ・ラウンド合意に基づく関税化に伴い関税割当制度を導入。<br>令和７年度の輸入額は77億円であり、主な輸入相手国は中国、米国、アルゼンチン。<br>関税減収額は0円。 | 関東地域等の畑作地帯において輪作体系を構成する基幹作物の一つ。国際競争力を向上させる取組みを行っているが、国産品は輸入品に比較して高価な状況。 | バターピーナッツや豆菓子等の原料となる本品目を安価に供給する必要。 | ウルグアイ・ラウンド合意に基づく市場アクセス機会の提供は引き続き必要。また、WTOドーハ・ラウンド交渉等の国際交渉の状況を注視する必要。 |

# 【続】延長の必要性の検討

【続】〈 検 討 の 例 〉

| | 現状等 | 国内産業保護 | 消費者等の利益確保 | 国際交渉上の必要性 |
|---|---|---|---|---|
| バイオエタノール・バイオETBE | バイオエタノールはバイオマスを原料とするエタノールで、ガソリンと混合して使用することで、自動車からのCO2排出を削減可能。<br>令和７年度の輸入額は1,971億円であり、主な輸入相手国は米国。関税減収額は63億円。 | 現状、バイオエタノールは、国内では商用規模の生産が行われていない。輸入に依存している状況等を踏まえ、経済産業省において、次世代バイオエタノールの導入促進のため、国内事業者による商業生産に向けてインセンティブを付与する取組等を実施。 | 第７次エネルギー基本計画（令和７年２月）に掲げられるような低炭素ガソリンの普及の促進には、その市場価格を押し下げ、利用者負担を低減する必要。 | 特になし。 |

## 改正の方向性

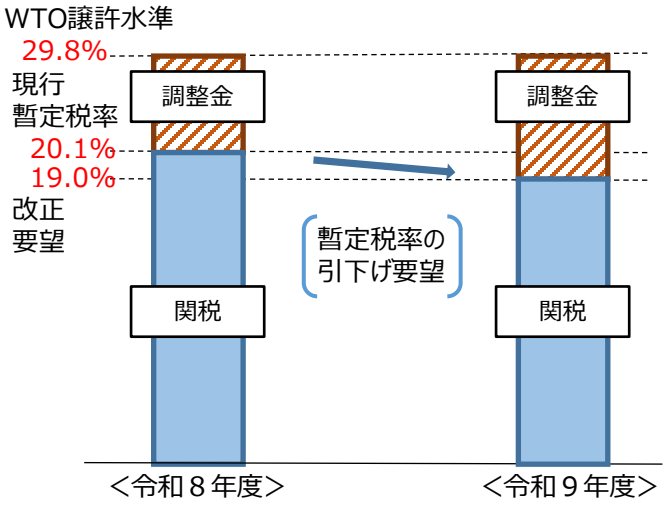
- これら404品目について、**暫定税率の必要性と合理性**が認められたため、**適用期限の延長**が適当ではないか。
- うち、**加糖調製品５品目**については、次頁のとおり、暫定税率を**引き下げる**ことが適当ではないか。

# 加糖調製品に係る関税の取扱い

## 加糖調製品をめぐる状況

- 加糖調製品について、総合的なTPP等関連政策大綱に基づき、CPTPP発効時に糖価調整制度における調整金の対象に追加。
- これにより、実質的に国産の砂糖の価格は低減したが、依然として価格差が存在。
- 調整金収入の拡大を可能にし、国産の砂糖との価格差を更に縮小するため、令和９年度のCPTPP税率の設定状況等を踏まえた税率の引下げを求める改正要望が提出された。

【例：ミルクの調製品（1901.90-219）】




## 考慮すべき事項

- 甘味資源作物に係る農業所得の確保、国内産糖の製造事業の経営安定等を通じて、国内産糖の安定的な供給を確保し、国民生活の安定に寄与すること（糖価調整制度の目的）。
- 調整金を拡大する必要性（加糖調製品と国産の砂糖の価格差・需給の動向、国内産糖に係る競争力強化の取組状況、税率引下げによる政策効果等）。

## 改正の方向性

- 加糖調製品のうち５品目について、国際約束である令和９年度のCPTPP税率引下げを踏まえ、国内産糖への支援の原資となる調整金の拡大が可能となるよう、暫定税率を引き下げることが適当ではないか。

※令和10年度以降の検討においては、農林水産省に対して、⑴①加糖調製品と国産砂糖の価格差・需給動向、②国内産糖に係る競争力強化の取組状況、③暫定税率引下げの政策効果について、消費者視点も踏まえた検証・報告を求めるとともに、⑵食料の安定供給等における砂糖及び加糖調製品の位置づけを踏まえた関連制度の今後の在り方とその実現に向けた具体的取組の進捗等について明らかにすることを求める。

# 適用期間の検討①（２年延長の品目）

## UR合意に基づく関税割当品目の性質

- WTOドーハ・ラウンドが決着していないこと等を踏まえ定められてきた暫定税率は、**暫定的な性格が現時点でも認められるものの、**ウルグアイ・ラウンド(UR)合意から30年以上が経過する中で、**税率水準が定着**してきている。
- 特に、**市場アクセス提供**のため**UR合意**に基づき**関税割当**が設定されている物品のうち**131品目**（表参照）は、**WTO協定上譲許されている水準に等しい暫定税率**を規定。暫定税率を定めている背景や税率水準の根拠等が一定程度継続的であると認められる。

| 物品名 | 品目数 | 暫定税率（枠内） | 協定税率（枠内） | 協定税率（枠外） | 基本税率 |
|---|---|---|---|---|---|
| 落花生 | 3 | 10% | 10% | 617円/kg | 726円/kg |
| 豆類 | 9 | 10% | 10% | 354円/kg | 417円/kg |
| こんにゃく芋 | 1 | 40% | 40% | 2,796円/kg | 3,289円/kg |
| 乳製品（脱脂粉乳、バター、ホエイ等）<br>【税率の例：バター】 | 67※ | 35% | 35% | 29.8%+985円/kg | 35%+1,159円/kg |
| 皮革、革靴<br>【税率の例：牛革（染着色）】 | 51 | 13.3% | 13.3% | 30% | 60% |

※ 学校給食用及び飼料用脱脂粉乳の枠外部分の暫定税率（２品目）を含む。（枠内の暫定税率に対応する形で定められており、一体の取扱いが適当。）

## 改正の方向性

- これら**131品目**について、**制度の安定性**に配慮するとともに、国際的な議論の動向を適時に捉えて検討していくため、WTOにおける協定税率の据置期間（GATT第28条第１項）を踏まえ、**適用期限を２年延長**とすることが適当ではないか。

# 適用期間の検討②（１年延長の品目）

## その他品目の性質

- 令和９年度末に暫定税率の適用期限が到来する404品目のうち、残りの**273品目**は、例えば
  - ✓ **産業政策上の要請**から**基本税率等を下回る税率**を定めるもの
  - ✓ 消費者等への**安価な供給確保**と**国内産業保護**との調整を図るため、枠内税率として**WTO協定上譲許されている水準を下回る税率**を定めている関税割当品目

→ **国内政策上の必要性**から暫定税率が規定される側面が強いもの等であり、仮に１年を超えて暫定税率を適用する場合、影響等について更なる検討が必要。

〈 品 目 の 例 〉

| 物品名 | 品目数 | 概要 | 暫定税率 | 協定税率 | 基本税率 |
|---|---|---|---|---|---|
| バイオエタノール | 1 | 税率引下げでバイオエタノール導入を促進しつつ、将来的に国産の次世代バイオエタノールの普及が進んだ場合には関税化の選択肢。 | 無税 | 27.2% | 10% |
| 無糖ココア調製品 | 1 | 関税割当制度により、国内の畜産業保護と製造業者の国際競争力強化を両立。 | (枠内) 無税 | 21.3% | 25% |
| でん粉・コーンスターチ用とうもろこし<br>【税率例：マニオカでん粉】 | 14 | 国産いもでん粉の生産者保護と消費者への安価な供給を両立するとともに、UR合意を実施。 | (枠内) 無税 | (枠内) 25%<br>(枠外) 119円/kg | 140円/kg |
| 麦等<br>【税率例：小麦(飼料用以外)】 | 76 | 市場アクセス提供のため枠内は無税。枠外輸入は高い水準の国境措置を課しつつ、協定税率と暫定税率の差額において食糧法に基づく納付金を徴収することで、国内生産者を保護。 | (枠内) 無税<br>(枠外) 9.8円/kg | (枠内) 無税<br>(枠外) 55円/kg | 65円/kg |
| 水産物<br>【税率例：すけそうだらのすり身(冷凍)】 | 6 | URにおける関係国との交渉の結果、国定税率で関税水準引下げ。 | 4.2% | 6% | 10% |

## 改正の方向性

- これら**273品目**について、暫定税率の**適用期限を１年延長**とすることが適当ではないか。

# 見直し案の全体像

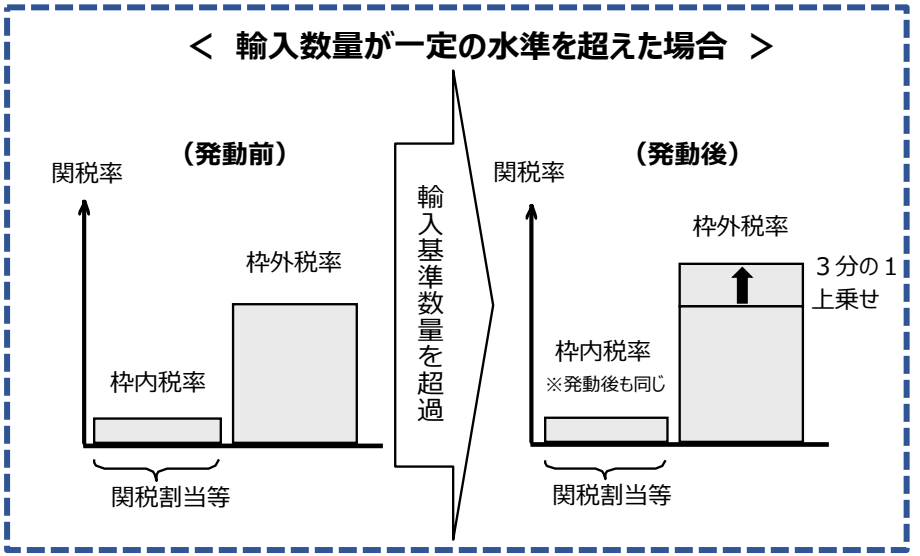
| | 種類 | 対象品目 | 品目数 |
|---|---|---|---|
| 2年延長 | UR合意に基づく関税割当制度 ※<br>（合意された水準に等しい暫定税率） | 脱脂粉乳（学校等給食用、学校等給食用以外）、無糖れん乳、ホエイ等（無機質濃縮ホエイ、配合飼料用、乳幼児用調製粉乳等製造用等）、バター及びバターオイル、調製食用脂、その他の乳製品、豆類、落花生、こんにゃく芋、皮革、革靴 | 131品目 |
| 1年延長 | UR合意実施前に導入の関税割当制度 | ナチュラルチーズ（プロセスチーズ原料用）、とうもろこし（コーンスターチ製造用等）、麦芽、無糖ココア調製品（チョコレート製造用）、トマトピューレー・トマトペースト（トマトケチャップ・トマトソース製造用）、パイナップル缶詰 | 13品目 |
| | UR合意に基づく関税割当制度<br>（合意された水準を一部下回る暫定税率） | でん粉、繭・生糸 | 15品目 |
| | 国家貿易制度 | コメ、麦等（小麦、大麦）、指定乳製品等 | 86品目 |
| | 協定税率等より低い水準<br>(調整金等徴収) | 砂糖類、国家貿易品目（コメ、麦等、指定乳製品等）の枠外輸入<br>└ 加糖調製品5品目：<br>R９年度のCPTPP税率引下げを踏まえ、調整金の拡大のため、税率引下げ | 97品目 |
| | 協定税率等より低い水準<br>（関係国との協議結果） | 冷凍さば等水産物、牛肉、豚肉、紙巻たばこ | 54品目 |
| | 基本税率等より低い水準<br>（産業政策上の必要性） | バイオETBE、バイオエタノール（バイオETBE製造用）、バイオポリエチレン、LiBOB | 8品目 |
| | | 合　計 | 404品目 |

※ UR合意実施前に関税割当が導入されたが、現行措置は同合意に基づく皮革、革靴を含む。
学校給食用及び飼料用脱脂粉乳の枠外部分の暫定税率を含む（枠内の暫定税率に対応する形で定められており、一体の取扱いが適当。）。

＊ 品目数は関税暫定措置法に規定する税細分の数（令和８年度現在）。他の改正事項等の影響により令和９年度の品目数は変動し得る。

## 特別緊急関税制度の概要

- UR合意に基づいて関税の対象となった農産品（米、麦、でん粉等）について、輸入数量が一定水準を超えた場合や輸入価格が一定水準を下回った場合、関税率を引き上げる制度。
- 適用期間は１年間であり、毎年度、期限延長の必要性を検討。
- 令和７年度は、でん粉やクリーム等について、計15回発動。
  （内訳：数量ベース：４回、価格ベース：11回）




## 考慮すべき事項

- 特別緊急関税制度は、UR合意に基づき関税の対象となった農産品について、その代償として、当該農産品の輸入が急増した場合等に備えて設けられた制度であるため、国際交渉の状況等を踏まえ検討する必要。

## 改正の方向性

- 特別緊急関税制度について適用期限の１年延長が適当ではないか。